



健康課からのお知らせ

健康診査・がん検診が始まっています

健康診査

受診の際には、5月下旬に届いた「水色の封筒一式」と「健康保険証」を必ず持参してください。詳しくは、水色の封筒に同封の「ご案内」をご覧ください。
※全ての医療機関で予約が必要です。

健診種類	月 日	時 間	場 所
医療機関健診	10月30日(土)まで	医療機関にお問い合わせください	三豊市・観音寺市の実施医療機関

がん検診

医療機関検診または集団検診のどちらかで受診できます。

◆医療機関検診◆

乳がん・子宮頸がん・大腸がん・胃がん・肝炎ウイルス検診は、三豊市・観音寺市の実施医療機関で受診できます。

※検診により対象者が異なります。詳しくは健康課までお問い合わせください。

◆集団検診（子宮頸がん・乳がん検診）◆

場 所	月 日	時 間		託児実施日 (午後のみ)
		子宮頸がん検診	乳がん検診	
三野町保健センター	7月19日(月)	予約時間は個別通知で お知らせします		×
	7月20日(火)			×
	7月21日(水)			○
	7月22日(木・祝)			×
財田町公民館	7月29日(木)			×
	7月30日(金)			○
みとよ未来創造館	8月3日(火)			×
	8月4日(水)			×
	8月5日(木)	×		
	8月6日(金)	○		

※子宮頸がん・乳がん検診は完全予約制です。

※検診会場での託児は事前申込制です。詳しくは送付するご案内をご確認ください。

※山本町、豊中町、詫間町、仁尾町での子宮頸がん、乳がん検診は、広報8月号でお知らせします。

受診する皆さんへのお願い

- ①受診前に必ず予約をお願いします。
- ②受診当日にも、発熱や風邪の症状がないことを確認してから受診してください。
- ③マスクの着用など、飛沫対策にご協力ください。

新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、検診が一時休止または中止になる場合があります。ご了承ください。

次のいずれかに該当する人は健康診査などを受診できません

- 2週間以内に発熱や風邪の症状（咳・のどの痛みなど）があった
- 嗅覚（におい）や味覚（あじ）の低下を感じる
- 倦怠感（強いだるさ）や呼吸困難（息苦しさ）がある
- 4～5日続く消化器症状（下痢・吐き気・おう吐）がある
- 2週間以内に、新型コロナウイルス感染症の患者やその疑いがある人と接触した
- 2週間以内に、感染が拡大している地域や海外を訪問した（訪問した人との接触がある人を含む）

国民健康保険

国民健康保険被保険者証の更新時期が近づいてきました

●新しい保険証は7月下旬に特定記録郵便で各世帯へ送付します

国民健康保険に加入している皆さんが現在使用している「国民健康保険被保険者証（以下、保険証）」の有効期限は、7月31日（土）です。8月1日（日）からは、新しい保険証で診療を受けてください。例年、保険証は簡易書留郵便で送付していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、人との接触を極力減らすため、郵送方法を「特定記録郵便」に変更します。

※特定記録郵便は、対面せずに郵便受けに投函されます。

●保険証と高齢受給者証が一体化されます

従来、70～74歳の被保険者の皆さんには、保険証と一緒に、一部負担金の割合を記載した「高齢受給者証」を交付していましたが、今回の更新から、利便性の向上のため、これらの機能を一体化した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を送付します。8月1日（日）からは、新たに送付される保険証に一部負担金の負担割合が記載され、1枚で受診できるようになります。

●国民健康保険の「限度額適用・標準負担額減額認定証」は更新の申請が必要です

現在交付している「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日（土）です。認定証は自動更新ではありませんので、必要な人は健康課または各支所で申請してください。

ひとり親家庭等医療費・

重度心身障害者等医療費の受給資格者証の更新について

該当者には新しい受給資格者証を送付します

現在の受給資格者証の有効期限は、7月31日（土）です。受給資格の要件には所得制限がありますので、前年の所得を審査し、該当する人には7月末までに新しい受給資格者証を送付します。

更新手続きが必要な人には、個別に書類を送付しますので、健康課または各支所で手続きをしてください。

また、有効期限の切れた受給資格者証は、健康課または各支所へ返還してください。

加入している健康保険が変わったら

受給資格者証の変更届が必要です。新しい健康保険証、受給資格者証、印鑑をお持ちの上、健康課または各支所で手続きをしてください。